

## 特別管理廃棄物制度について

	特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物
定義	一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令指定	産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令指定
	PCB 含有製品、ばいじん、感染性廃棄物、燃えがら等	廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性廃棄物、PCB 廃棄物、有害物質を含む廃棄物等
処理責任	市町村	排出事業者
処理業		都道府県知事又は保健所設置市長の許可
	一部の特別管理一般廃棄物（感染性廃棄物、ばいじん）については、特別管理産業廃棄物処理業者が処理を行うことができる。	
処理施設	（特別管理廃棄物独自の許可制度はなく、通常の廃棄物処理施設と同様、都道府県知事の許可が必要）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設（処理能力が 5 トン/日以上のもの）</li> <li>・焼却施設</li> <li>・最終処分場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油の油水分離施設</li> <li>・廃酸・廃アルカリの中和施設</li> <li>・有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設</li> <li>・水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</li> <li>・汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</li> <li>・廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設、分解施設等</li> <li>・焼却施設</li> <li>・最終処分場 等</li> </ul>
特別管理廃棄物管理責任者		事業活動に伴い特管物を生ずる事業場は設置義務
多量排出事業者		年間 50 トン以上特管物を生ずる事業場は、多量排出事業者計画を作成し都道府県知事等に提出
監督	事業者等に対し、市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令	事業者、処理業者等に対し、都道府県知事等による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令

## 有害な性状を有する廃棄物について

廃棄物処理法の定義	関連する物質	その他関連法令
爆発性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類</li> <li>・ 爆発性のニトロ化合物 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類取締法（火薬、爆薬）</li> <li>・ 消防法（自己反応性物質）</li> <li>・ 労働安全衛生法（危険物：爆発性の物）</li> </ul>
毒性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>P C B</u></li> <li>・ <u>廃石綿等</u></li> <li>・ <u>ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素またはセレンを含むもの、一般廃棄物を焼却して生じたばいじん）</u></li> <li>・ <u>廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ベンゼン等の溶剤）</u></li> <li>・ <u>汚泥、廃酸、廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン等を含むもの）</u></li> <li>・ <u>ダイオキシンを含むばいじん、燃え殻、汚泥</u></li> <li>・ アルドリン、ディルドリン、D D T等（農薬）</li> <li>・ タリウム、アンチモン等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒物及び劇物取締法（毒物、劇物）</li> <li>・ 労働安全衛生法（特定化学物質等）</li> <li>・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（特定化学物質等）</li> <li>・ 農薬取締法（農薬） 等</li> </ul>
感染性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>感染性廃棄物</u></li> </ul>	
その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>廃油（ガソリン、灯油等）</u> [ 引火性を有するもの ]</li> <li>・ <u>廃酸、廃アルカリ</u> [ 腐食性を有するもの ]</li> <li>・ 自然発火しやすいもの</li> <li>・ 混合して有毒ガスを発生するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働安全衛生法（危険物：酸化性のもの、引火性のもの等）</li> <li>・ 消防法（酸化性固体、自然発火性物質等）</li> <li>・ 毒物及び劇物取締法（毒物、劇物） 等</li> </ul>

下線部は、現在特別管理廃棄物として指定されている物